

明治初期の「神社」調べ

櫻井治男

はじめに

今日、全国各地の神社がどのように紹介されているか注目してみると、神社自体がその作成主体となつてゐる手輕な刊行物、あるいは市販のガイドブックや事典類、また各地域毎にまとめられた神社誌などのような比較的多くの神社を紹介する書物にしろ、その一般的な内容は、御祭神・由緒・祭祀・境内域の状況などに関する事柄に主眼がおかれてゐるのではなからうか。例えば御祭神については、神社に奉斎されてゐる神々の名前、すなわち「神名」を掲げ、さらには「御神徳」に関わる説明が付されてゐる。由緒の場合、実際には内容が多岐にわたるが、傾向としては歴史的由緒、すなわち創祀・創建から始まり、その後の変遷、さらに朝野の崇敬の様相などが説かれてゐることが多い。創祀・創建については年月日までが明記される場合は少なく、おおよそ何年であるとか、何天皇の御宇と記されてゐるものもあれば、「社伝や口碑によれば」とか「何年頃と伝えられてゐる」、また「創祀は未詳であるが」というような表現がとられてゐる。祭祀は恒例の祭典や、さらに特別注目される伝統的な祭儀、たとえば「特殊神事」などと称されるようなものを紹介内容とすることが多いようである。

こうした紹介が、何れに向けて誰が発信するのかという問題は措くとして、少なくともそれらは受け手側にとつて神社を知る一つのあり方という点では重要な意味を持つているとともに、神社というものを理解する上である種の方向づけを与えるものでもある。その場合に、「祭神」を知り「御神徳」を窺い、その歴史を訪ねるといことが「理解」とされると、それらの内容要件を満たさない、あるいはそうした方向とは異なる提示であつては、「理解」にはならないという状況も生じてこよう。

神社をどのように理解するのかという問題を考えるに当たつて留意しておきたいことは、神社はどのように捉えられてきたのかという点をも同時に確認しておくことである。これは個別的な神社の問題であるとともに、神社一般としての問題をも含んでいる。そこで、本稿では神社というものがどのような概念において捉えられてきたのかという点に問題関心の主眼を置き、とくに今日の神社を理解する上でも重要な時期と契機とを与えたと考えられる明治初期における政府による「神社」(注二)の取調べという行為の内容を窺いながら既述の点を検討しておきたい。もちろん、明治以降の神社の歴史において神社と国家との関係は重要な問題となつており、特に明治四年の「神社ハ国家ノ宗祀」という布告にみられる神社の性格・意義づけとその後の実際的な神社への施策展開について、中央レベルの政策の動向の詳細な検証が進められ、諸状況が明かにされつつあるが(注三)、ここではそうした関係の問題ではなく、「神社」とされるものの自体的内容、そしてその大多数を占める地域所在の神社に関わる問題として関心を寄せるものである。

新政府による「神社」把握を扱う理由は、(1)少なくとも政府の「神社」把握においてはある限られた神社だけを対象とするのではなく全てという目標を掲げて展開されたこと、(2)そのことが逆に「神社」というものの理解の方向づけに影響を与えたと考えられること、(3)またそうして取調べられた「神社」が、全国的規模で行政的に総合的な取扱いの対象となることは、「神社」の概念に一定の枠組みをもたらすものであつたと想定されるからである。

本稿の問題関心については、既に「神社の概念を神社取調の際に指示した内容・によれば明治三年と七年との間には由緒、氏子についての部分に関心の有無の相違がある」として指摘されているが（注三）、本稿では、明治十二年の新しい『神社明細帳』の書式策定まで（注四）の取調べ状況の全体を眺めながら、特に何が「神社」を把握する上で必要とされた項目内容であるのか、そしてそれら項目に変遷があるとすれば、それはどのような問題に関わっているのかについて検討しておきたい。

一、「神社」調べの開始

近代の神社制度の整備過程における明治新政府の行動を分析した米地實氏は、その様相を、

- (1) 神社整備に関しての根本方針を示し
- (2) 「神社」の実態把握を試み
- (3) 神社制度の確立のための具体的施策を実施した

として三点に区分し捉えている（注五）。(1)については、周知のように明治元年三月十三日の太政官布告がそれを物語っている。即ち、そこには「(上略) 王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追追諸祭奠モ可被為興儀(中略) 往古ニ立帰り諸家執奏配下之儀ハ普ク天下之諸神社神主禰宜祝神部ニ至迄向後右神祇官附属ニ被 仰渡候間(下略)」(注六)とあって、神祇官を再興して、諸祭奠も興し、さらに天下の諸神社や神主等の祀職をその官に附属させるという方針である。その前提となったのが「王政復古」であり、その精神・理念とされるのが「神武創業」「諸事一新」「祭政一致」という言葉で表現されているものである。

そのためには、具体的にどのような方向性にするかの一つの方向性は、同布告の但し書が「追追諸社御取調(下略)」と述

べていることに表れている。すなわち右の(2)で指摘されたように「神社」の実際上の把握ないしは掌握の問題である。しかしながら、この作業を実施するためには、誰が調査するのか、またその対象の範囲と、どのような事柄を調べることが必要であるのかという問題が関わっていたことはいうまでもない。

そして(3)の具体的施策は、神仏判然をはじめとして、明治四年に集中した諸施策、たとえば社家廃止にみられるような旧来の祭祀組織の解体と再編成や、社地上知における経済基盤に関わる問題、諸社の社格区分と序列化、さらにはその後の統一的な神社祭典・祭式の制定などへと展開されるものである。

この内、本稿において取り扱う問題は(2)における「神社」の実態把握についてであるが、そこには既述のように調査主体と実行者、調査対象と内容という問題も存するが、特に調査内容は(もちろん対象と密接に関連してくるが)少なくとも「神社」というものの理解に直接影響を与える事柄といえる。すなわち、政府が「神社」の実態把握を実施するということは、同時に「神社」を規定することと表裏の関係にあるという側面をみておくことが重要となる。このことをさらに言えば、神社理解を外部的に規制する点への配慮が必要ということである。

新政府の神社調査は「その数の多さや府藩県のとまどいによって遅々として進まなかったようである」(注七)と指摘されているように、全「神社」を対象とするにはかなり困難なようであった。そこには「維新政府の当事者がその対象として考えていたものが具体的にどのような実態を指すのかの問題は簡単にきめることができない」(注八)と評されるように、「神社」という概念内容それ自体が明確にされていないという要因もあろうし、また政府の指令する言葉の内容の理解も、受け手側にとつては混乱していたということもある。慶応四年(明治元年/九月改元)と明治三年の神社調査に関連するいくつかの事柄を列記すると次のようである。

(イ) 仏語をもって神号としている神社の由緒調査と報告。(太政官第三三二一号/元年三月二十八日)

(ロ) 伊勢両宮・大社・勅祭神社を神祇官直支配とし、以外は府藩県の支配とする。(行政官第八三〇号/元年五

月九日)

(イ) 諸国大小神社神職の継目順序及び式内大小神社・式外大社・府藩県崇敬の神社の調査と報告(達ノ元年十二月二十日)

(ニ) 神職継目出願及び神名帳所載神社の査核(達ノ二年六月十日)

(ホ) 式内外社取調べ(太政官布告ノ三年二月二十九日)

(ニ)は(イ)に連動するものであるが、少なくともここに示されている調査対象の用語を見ると、仏語をもって「神号」とする「神社」や「大社」「勅祭神社」「式内大小神社」「式外大社」「府藩県崇敬の神社」「神名帳所載神社」等は、それなりに限定されているように思われるが、「諸国大小神社」や「式内外社」(特に「式外」の場合)はきわめて漠然としている。しかも実際には、当時においても「勅祭神社」「式外大社」「神祇官直支配社」などの範囲についての問い合わせが藩県等より寄せられており、取調べも容易に進展したとは言い難い状況ではあった。また「式内大小神社」「神名帳所載神社」は、延喜式神名帳に所載の神社で対象ははっきりしているが、必ずしも全てその鎮座が明確ではないという実状も考慮を要しよう。

但し、新政府としての神社把握の方向性は、当初ある程度は対象を限定的に、そして取調べ内容をも特定しながら(例えば「諸国大小神社神職の継目順序」進めたことが窺われよう。それでは、右に掲げた時期における実際の調査された「神社」の内容はどのようなものであったのかを次に見てみよう。

二、明治元年の「仏語ヲ以神号」に称する「神社」調査

先述の明治元年三月十三日の新政府の神社施策の方針を示した布告に続く具体策としては、同月二十八日に出された神仏判然に関連する布告である。それには、「中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不

少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早可申出候事 但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ是又可伺出(下略) という調査対象と、もう一点は「仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事」とあり、ここでの調査対象は「権現」「牛頭天王」などのような「仏語ヲ以神号」に称して来た神社で、またそれらにおいて「勅祭之神社」「勅祭」の概念にも混乱はあつたが)での御宸翰や勅額等の有無を調べる事を命じている。さらにこの布告は、調査だけではなく「仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申」とあるように、実践的な改変をも同時に指示している。

この布告内容からでは、対象となつた「神社」の何を取調べたのか必ずしも明確ではないが、慶応四年に作成された(1)「肥前国上松浦郡唐津領神社由緒」(英彦山派修験)や(2)「肥後国益城郡妙見宮并末社記録」(注九)はこのときの調書とされ(注一〇)、それらの様相を見ておこう。最初に前者(1)の一部を取り上げる。

一 呼子村産神
大権現

祭神
英彦山大権現

一 本社式間ニ式間半拜殿式間半ニ四間

一 社地東西三拾七間南北三拾四間

一 祭日九月九日

一 勸請年暦不詳

一 神前祭具仏具鱧口等御座候

大権現境内末社
祇園社

祭神
素盞鳴尊

一 社殿式間四面

一 祭日六月十五日

一 勸請年曆不詳

同前
天満宮

祭神
大宰府天満宮

一 本社壹間二卷間半拝殿貳間貳式間半

一 祭日八月廿五日

一 勸請年曆不詳

同
惠毘須社

祭神
蛭尼命

一 社殿九尺貳式間

一 祭日十一月廿日

一 勸請年曆不詳

同
稻荷大明神

祭神
伏見稻荷

一 社殿壹間二卷間半

一 祭日二月初午

一 勸請年曆不詳

同
金毘羅宮

祭神
讃岐金毘羅宮

一 社殿貳間貳式間半

一 祭日十月十日

一 勸請年曆不詳

(中略)

右者今般御取調二付社殿旧記之趣書記言上仕候以上

豊前国英彦山末流修験

肥前国松浦郡唐津呼子村

慶応四戊辰年五月

妙泉坊(印)

本資料は慶応四年五月(九月に明治改元)に記録された肥前国呼子村(現、佐賀県東松浦郡呼子町)の「産神」である。「大権現」(現在の呼子八幡宮)とその境内社の取調べである。ここに記された内容をまとめると、

①「所在」(村名)・②「神社区分」(産神・境内末社)・③「社号」・④「祭神」・⑤「社殿等建物」・⑥「社地」・⑦「祭日」・⑧「勧請年」・⑨「祭具・仏具等」

の九項目となっている。当該資料全体においても、これら諸項目は基本となっており、補足すれば②に関して他に「鎮守・氏神」などの表現が登場する。少なくとも⑨は、神仏判然の布告に関連する事柄であるが、③と④との項目は多少興味のもたれるところである。すなわち、③は便宜上「社号」と表現したが、「神社」の名称である。しかしながら、一面「神号」とか「祭神」とも称されるものである。例えば「社号」としての「大権現」と「祭神」としての「英彦山大権現」とか、「稻荷大明神」に対する「伏見稻荷」や「天満宮」に対する「太宰府天満宮」、「金毘羅宮」に対する「讃岐金毘羅宮」などは、そこにどれほどの区別意識が表されているようか。もちろん「祇園社」と「素盞鳴尊」や「恵毘須社」に対する「蛭児命」は、そこに「神社」名と「祭神」名との区別はされているが、当時において今日意識されるほどの区分はまだ定着していなかったか、あるいは過渡期の状況にあったとみてよからう。

次に、(2)の妙見宮の内容を検討しておきたい。(略)は筆者による。

肥後国益城郡下上郷邑

一 妙見宮 式外

所祭神 二座

国常立尊

彦火々出見尊

当妙見宮之儀者白鳳年中勸請ト申伝旧記古書等者天正之比焼亡

勅書

勅額等無之候

産下四ヶ邑 (村名略す)

仏像ヲ以神体ト為シ且神前之祭具ニ仏器ヲ用其他罽口梵鐘等無之候

社頭境内 空地千八拾坪

神殿 (以下建物間数と幣殿・拜殿・禊齋所・樓門につき同様記述あり略す)

社内末社五宇 (社名と所祭神の記述あり略す)

旧幕府ヨリ境内山林除地并寄附地判物朱印等無之候

国主ヨリ除地寄附等無之候

僧徒ニテ祭祀ヲ始平常社頭事務等者無之候

神職僧分之外平人ニテ祭祀ヲ掌候者無之候

諸仏堂舎宝塔経塔経塚之類無之候

神器神宝等仏具経卷等無之候

一 毎年恒例 大祭十月十八日同朔日小祭六月十八日八月十八日

毎月朔望之神祭執行仕候

但 勅祭無之候

一 神職称呼之儀阿蘇惣官家裁許之状ニ社司ト有之候

一 神職位階先例之儀祖父宮崎近江守藤原忠光文化案西歲五月鷹司家御執奏ヲ以從五位下位階昇進仕候

右者今般御取調ニ付社伝旧記之趣書記言上仕候以上

肥後国下益城郡下上郷邑

妙見宮社司

慶応四年五月

宮崎隼人(印)

右に掲げた内容と前掲の呼子村の調書とを比較すると、こちらは内容的にかなり詳細なものとなっていることがわかる。両者ともに明治元年の布告に従つての調査ではあるが、このように隔たりを見せているのは、中央政府においては、調査項目について明確な指標はなく、むしろ報告者のレベル(それが藩あるいは郡役所であれ)において策定され記録化がなされたと考えられよう。

いま、この妙見宮の報告内容をまとめてみると、

- ①「所在」・②「社号」・③「神社区分」(延喜式内外の別)・④「所祭神」・⑤「勧請年」・⑥「勅書・勅額の有無」・⑦「産子地域」(注二)・⑧「神前の祭具・仏具」・⑨「社殿等建物」・⑩「境内社」・⑪「社地の除地・寄付状況」・⑫「僧侶の関与状況」・⑬「什器・神宝・仏教施設等」・⑭「祭日」・⑮「神職の裁許状況」

となる。これらの内、⑧⑫⑬は神仏の習合状況に関わるものであるが、全体の傾向としては神と仏との判然意識にお

いての調査であることはいうまでもない。但し、③⑦⑪⑮などは、後の政府の神社施策における事柄（古社の尊重態度・氏子制度・上知・社家廃止）と関わっており、すでにこのような報告が実施されていた背景には、新政府が全国神社の神祇官付属の指針を出すだけにとどまらず、そのための施策としての実態把握についての何等かの意向や方向性を示唆するものの存在を想定させる。

さて、ここでも②「社号」と③「祭神」との関係について見ると、「妙見宮」の社号に対し「所祭神 二座」として「国常立尊・彦火々出見尊」が記されている。前掲の呼子村の資料では「妙見社」を「祭神 北辰妙見」としている点と比較すると、祭神観念がより一層古典に依拠して明確化されているといえよう。こうした相違は、なお「神社」と「祭神」という関連が、今日一般に示されるような神社とそこで奉斎される「祭神」という関係とは全般的に必ずしも一致した認識状況ではなかったということを示していよう。

いずれにせよ、明治の最初期の段階では、「神社」の内容把握については統一的な理解や概念の中で行われていなかったといえようし、それは同時に「神社」を何等かの形式において規定して取調べを実施することが困難な実態であったということが指摘できよう。

三、明治三年の「大小神社」調査

「神社」調査の形式が一つの明確な姿を表すのが、明治三年閏十月二十八日の「大小神社」取調べに関する太政官布告である。明治十二年の『神社明細帳』の原型はこの時の調査にあるといわれているが、その間の各種調査の項目内容も併せて一覽表を巻末に掲載したので、それをも併せて参考にしていきたい。

さてこの「大小神社」調査では十六項目（注二二）に及ぶ調査項目が政府から提示されている。報告書提出の期限は同年十二月となっているが、結果はどのようであったのかその全貌は明かにされていない。また例えば、明治六年

七月十八日の教部省達によれば「大小神社明細取調書差出方之儀庚午閏十月二十八日御布告ニ相成候処官幣社之分ハ未差出無之ニ付・来ル八月二十日限り（宇佐ハ九月一日限）差出可申」とあつて、その間の諸状況の変化をさしおいても、決してスムーズに進んではいかなかったことを知ることができよう。現存の『志摩国答志郡英虞郡神社取調』（鳥羽藩／三重県神社庁蔵）も、その作成は明治四年となつており、調査から提出日限までの短期間に、はたして充分な調査に及ぶことが出来たかどうか、今後とも全般的な検証が必要であらう。

さて、ここで示された内容は、

- ①某国某郡某村鎮座、②某社（但式内外或ハ府藩県別段崇敬之社等之別）、③宮社間数并大小ノ建物、④祭神并勸請年期附社号代替等之事（但神仏旧号区別書入之事）、⑤神位、⑥祭日（但年中数度有之候ハ、其中大祭ヲ書載スヘシ）、⑦社地間数（附地所古今沿革之事）、⑧勅願所并ニ宸翰勅額之有無御撫物御玉串献上等之事、⑨社領現米高（所在之國郡村或ハ廩米并神官家祿分配之別）、⑩造営公私或ハ式年等之別、⑪撰社末社之事、⑫社中職名位階家筋世代（附近年社僧復飾等之別）、⑬社中男女人員、⑭神官若シ他社兼勤有之ハ本社ニテハ某職他社ニテハ某職等之別、⑮一社管轄府藩県之内数カ所ニ涉リ候別、⑯同管轄之庁迄距離里数

で、かなり詳細かつ具体的なものであり、また前節で述べた明治元年からの神社の諸調査の内容を吸収するような統一的形式となつていゝといえる。

それとともに、これらの内容は明治四年に集中した神社の諸変革と新施策に関わる内容を有している。すなわち⑦⑨は社寺地上知令、⑫⑬⑭は社家の廃止に、②⑤⑧は官社以下定額に関わる社格の区分（注二三）、⑮は郷社定額にみられるような氏子区分、⑥は四時祭典定則・地方祭典定則に関わる祭祀の点である。こうした調査を踏まえて、それが現実の神社施策にどのように反映されたかという点についての検討は必要であらうが、実際の流れからすれば、調書に記載されることによつて施策対象の「神社」が特定化されるという点での役割を担うものであつたとみてよか

ろう。

さて、この書式で注意したいことは、それらの項目名と記載順序、及び以降の調査における変化とであるが、こうした諸点は、後節において他の二つの神社調査とを比較検討しながら考えたい。なお④のような既に行われた神仏判然に伴う「神仏旧号区別」の注記をさせる点は後にはみかけない特徴である。

また、明治六年七月十八日の教部省達による、「大小神社」中で官社分調査提出方を命じた書式は、明治三年の当該調査の書式に依拠しているが、⑬「社中男女人員」と⑮「一社管轄府藩県之内数カ所ニ涉リ候別」は「此條不及書出候事」としており、明治四年の旧社家の廃止並びに廃藩置県という制度改変後におけることと関係して記載不要とされたものであろうが、⑨「社領現米高」、⑩「造営公私或ハ式年等之別」、⑫「社中職名位階家筋世代」等は、明治四年の社寺領上知等にもかかわらず残されており、必ずしも時期的な即応体制の中で処置されてきたとは言えないであろう。ただし、明治六年の調査提出の指令は未提出分の官社を対象としているので、基本的には明治三年のそれと同種の調査である必要においてのことといえる。

四、明治七年の「特選神名牒」

次に明治期の神社調査で注目すべきはいわゆる「特選神名牒」の纂定に関してのものである。その経緯を、明治七年四月十日付の教部省伺から要約すると次のようにある。

去ル辛未年中神社一般御改正官国幣社以下夫夫杜格御治定被 仰出候処府藩県ハ専ラ現今地方ノ崇敬ニ取り郷村杜ハ偏ニ氏子ノ多寡ニ因テ相定候儀ニ付所謂延喜式内并国史所載ノ古神社ノ如キモ中世以来衰頽且無氏子等ノ分ハ右府県郷社ノ杜格ニ入ラス漏レテ員外タリ（中略）・それらは保全の道をたてないと数年後には消えてなくな

る。それ故「特選神名牒」を編纂し、社格にかかわらず、式社・地方特別の由縁ある社をこの牒に収め、其帳内ノ神祇ハ官祭ノ節ニ宮中神殿ニ招請シテ遥祭被為在(中略)、其社地ノミハ総テ官社ニ準シテ神地ノ部内ニ入レ縦ヒ後來社殿ハ廢頽候トモ容易ニ合併遷坐等不為致永ク其神地ヲ保存シ遠其神徳ヲ遺忘セシメサル様イタシ(下略)

これに対して、同年五月二十二日付の指令は「取調ノ儀ハ聞届候、其他ノ廉廉ハ右輯録出来ノ上可何出事」ということで、まず調査をすることは認める、但しその神名帳の「神祇」を宮中神殿において、官祭の節に遥祭することと、神地の区分については、この輯録が完成してから詮議するというものであった。

結果的にみれば、このことは随分皮肉な様相を示している。なぜならば、延喜式内社・国史所載の古社等を充分調べ上げることが実際上かなり難事業であり、またそうした神社の鎮座地までも確定しなければ次への展開をみないことになつていたからである。

そのために、この調査では、各々の神社の史実性と明確な証左に基づく鎮座地(あるいは元の神地)の解明に力が注がれることになる。調査は七年六月二十九日教部省達を以て府県にその実施方が求められたが、そこで調査される項目は以下の通りであった。

- ①「所在」・②「社名」・③「祭神」・④「由緒(附旧神官家系)」・⑤「勸請年月」・⑥「例祭日」・⑦「社殿建坪」・⑧「境内反別」・⑨「旧社領」・⑩「氏子数」・⑪「自該庁距離」

この調査が、従前の神社調査と異なる点として、「特選神名牒編纂次第」(注一四)は「従来ノ取調ヨリ一步ヲ進メ詳細ナル考證ヲ要求」したと指摘している。そしてその事例となる資料を掲げているが(注一五)、それによれば当調査に対して相川県(佐渡)は、自己の管内においては明治四年に上達した「神社調書」(これは明治三年の「大小神

社」調査命令に基づくものであろう・筆者注)に「祭神始此度御達雛形」に洩れるものはなく、また「全数確定」、すなわち社格についても六年に上達の「県郷村社区別書」に示されており、また「社地埋埋ノ分」もないので、この旨を一応報告しておくとした(七月三十一日付)。しかしながら教部省では(十二月二十八日進達の朱書有り)、

(1) 延喜式内社の、引田部神社・越敷神社・大月神社・大播神社の四社については、既提出の明細帳に記載の「祭神」が確定とも言い難いので、「更詳細取調べ考證ヲ加へ」て提出すること。

(2) 国史所載神社の、花村神社・佐志羽神社についても「所在祭神縁由」がわかれば「委細」申し出ること。

(3) 順徳天皇の皇子・皇女並びに従臣を祭る神社をはじめ、「其地方縁由アル神社」が外にないか取調べること。ということをも命じている。これについて、念のために「特選神名牒」の該当箇所をみると、例えば(1)に関しては『佐渡志』と神社調書との祭神名の食い違いが問題となったことがわかる。それ故か、これら神社の「祭神」の項は空白となっており、いずれも「今按」として祭神考証が比較的詳しく記述されている(注一六)。

『特選神名牒』がこうした意識、極言すれば疑わしきを残さず確定するという目標を定めていたことは、「神社」には、はつきりとした神名をもつ祭神が奉斎されているはずであるという前提に立つものである。「不詳」ということは、理解し難いことであるという考え方が背後にあったといえよう。しかも、それら祭神が、何等かの文献資料等の明徴、さらにいえば古典に依拠するものであることが望まれていたようである。その意味で、現存の『特選神名牒』の記述が、「祭神」「所在」「神位」に多くを割いていることも、そして各項目において「不詳」「未詳」とせずに空白となっていることは、「やがては明かになるという」強い意識があったと理解できよう。『特選神名牒』の刊行にあたって、巻頭に掲げられた「例言」(大正十四年)が「本書ハ延喜式神名帳ノ注釈書中最後ニ成リ、同種類ノ書中記事ノ正確ト論断ノ精緻トヲ以テ世ニ知ラレタルモノ」と述べていることは、その考証への力点をよく示している。しかしながら、今日私たちが披見しうる『特選神名牒』は、この調査を命じた内容の一部分であろうし、また神社行

政上で必要とされた神社台帳としての『神社明細帳』とは、その作成目的に相違があると見なしてよからう。

いずれにせよ、この『特選神名牒』の纂定事業は神社理解の上で、あるいは神社研究の上で簡単に見過ごすことのない役割を有するものといえる。

五、明治十二年の『神社明細帳』

明治十二年にその雛形が提示された『神社明細帳』は、既述のように近代の神社行政において重要な公簿となり、『神社』というものの行政上の定義、すなわち『神社明細帳』に所載のものが「神社」として公的に認められるという意義を有していた。この明細帳作成は「神宮・官国幣社並同境内社（社格ノ有無ニ拘ハラズ）ハ取調ニ及ハス」（明細帳取調方心得）とあって、府県社以下神社が対象となっているが、その主旨について明治十二年六月二十八日付府県（沖縄県を除く）宛の内務省達（乙第三十一号）は次のように述べている。

各管下神社寺院明細帳ノ儀最前進達ノ分脱誤不少候條別紙書式ニ照準更ニ精密取調且境外遥拝所招魂社祖霊社明細帳ヲモ調製本年六月三十日ノ現況ヲ以テ取調同十二月限り可差出旨相達候事

この調査への前段としては、明治十一年九月九日付の府県宛内務省達（乙第五十七号）があり、その條項に、

第一條 社寺ノ創建ハ（民有地ニ建設スルモノ） 神官住職氏子檀徒若クハ信徒ト為ルヘキモノ（寺院ハ本寺法類トモ） 連署戸長奥書ヲ以テ願出永統財産ノ用途且其地所建物社寺ノ体ヲ具フルモノニ限り允許スルヲ得ヘシ再興復旧等繪テ之ニ準ス 但別紙書式ニ倣ヒ其都度当省へ届出ヘシ

とあって、その「別紙書式」（社寺明細書書式）が示されており、この書式が『神社明細帳』に引き継がれた時に、境内の神社・遥拝所・招魂社・祖霊社及び境外所有地の項目を追補して新定の形式とされたことがわかる。

さて、明治十二年の『神社明細帳』を従前の調査・明細帳類等と比較するといくつかの点で興味深い展開を見せて

おり、それに関連して(イ)項目の名称・内容、(ロ)項目の有無、(ハ)項目の順序、に留意しつつその状況を検討しておきた
い。

(イ) 項目の名称・内容

この点に関しては「由緒」という項目に注目したいと思う。後掲の一覧表を参考に、この事項に関わるものを整理
してみると次のようになる。

資	料	A	E	F	H	J	K	L
年	代	3	6	7	9	11	12	18
項目名（／は別項目の状況を示す）		祭神并勧請年記（附社号改替之事）／神位	勧請年月由緒	由緒（旧神官家系ヲモ略記附載スヘシ）／勧請年月	由緒（鎮座年月日ヲモ記スヘシ）	由緒	由緒	由緒（縁由等不詳ト雖モ古老ノ口碑等ニ存スルモノ ハ其旨ヲ登記スヘシ）

これらを見ると、明治三年の「大小神社」調査では「勸請年記」とされた項目が、七年の「特選神名牒」では由緒と勸請年月とに区分し、やがて「由緒」という表現で定着していく様相が認められよう。「由緒」というものが、どのような記載内容が必要とされたのかを考えると、少なくともこれら項目に示された事柄から察する限りでは、勸請・鎮座の年代（年月日）が重視されていたことになる。それゆえに実際の各種「神社明細帳」で「由緒」の項目に「不詳」と記されていることは、勸請・鎮座の年月が不詳という意味にまず限定的に解する必要がある。

但し、「特選神名牒」が「由緒」と「勸請年月」とを区分し、さらに「由緒」を優先項目として書式を提示したことは、前後の神社調査と比較しても、多少異質な状況である。ここでは「由緒」に注記して「旧神官家系ヲモ略記附載スヘシ」としているが、明治三年の調査にいう「社中職名位階家筋」の項目が、その役割を終えて、神社に由縁の歴史的事項としてこれへ包摂されたといえよう。こうした「特選神名牒」の姿は、「由緒」というものの内容を広げる契機となっていると指摘できよう。

そのことは、明治十二年の「神社明細帳」の作成時に示された「明細帳取調方心得」にも表れている。これによれば、

由緒ハ創立公称廃合再興復旧移転及ヒ社格等許可ノ年月并該社寺ニ関スル縁由沿革ヲ詳記スヘシ

とあるが、これは、その前年の「明細書」の「由緒」の項に注記された（朱書）内容、すなわち「創建再興復興或ハ邸内社仏堂掛所道場引直寺号公称等許可ノ年月并該社寺ニ関スル縁由ヲ記スヘシ」の内容を、「神社」に即して示されたものである。いま改めて、それらを簡条書にしてみると、

(1) 創立 (2) 公称 (3) 廃合 (4) 再興 (5) 復旧 (6) 移転 (7) 社格等許可ノ年月 (8) 縁由・沿革

ということになる。右の内、(2)～(7)は各神社の近代の歴史にかかわるものであるが、これらは(1)の創立、従前の項目で言えば勸請（鎮座）の年月日と、事実性は別として何時その事が生じたかという関心ないし記録姿勢において運動

していよう。それに対して(8)は、むしろ神社存在の意味に関わる事柄、あるいは(1)・(7)のような時間的経過の記述にそぐわない他の事柄を含みうることといえる。例えば、明治十八年の東京府「杜寺明細帳」調査が指示したように「縁由不詳ト雖モ古老ノ口碑等ニ存スルモノハ其旨ヲ登記スヘシ」という、文献史料によらない歴史の記述をも可能にはしているのである(もつとも、こうした口頭伝承も登記対象としたことには、「由緒不詳」では不都合という意識も働いた可能性はあるだろうが)。いずれにせよ「由緒」という項目は、当初の「勸請年月」という限定的な捉え方から、次第に内容的な幅を持つ傾向をとり、しかもそれが故にこの要請が受け入れられるということになろう。

なお、勸請年月の明確化や記載が重視されていたことは、式内社や国史見在社、文明十八年以前の創建にかかる「古社」を尊重・判断する上でも必要なデータであったからといえよう(注一七)。

また、明治十二年の『神社明細帳』では氏子の調査項目に関して「氏子戸数」とあるが、その取調方心得には「杜寺ニ氏子檀徒無之向ハ信徒(講中ノ類)ノ人員ヲ記スヘシ」としている。このことは明治十一年の「杜寺明細書書式」に「氏子檀徒若クハ信徒ノ人員」とあることによるが、実際に残されている『神社明細帳』(三重県)では、村以上の神社では「戸数」を、無格社は「信徒」として「人数」を掲げている例がある。しかしながら、ある大字で村社格の神社の氏子が「五〇戸」とあって、無格社「山神社」は「五〇人」とするような場合に、無格社の「人」が、実際には「戸数」を指しているのか、「人数」であるのかは注意を要する場合も生じている(注一八)。

(ロ) 項目の有無

次に項目の有無という点についてみておきたい。前節でもふれたが、各調査の記載内容は明治四年の神社施策にも関連する変化は生じており、また対象となる神社によって項目の要・不要も異なつてこよう。そうしたなかで、従前の調査にはありながら、明治十二年の明細帳で欠落している重要項目として注意すべきは「祭日」であろう。

近代の神社行政において、神社の整理・統廃合が行われる理由として、恒例の祭祀も充分になされていないということが指摘されるが、祭祀の執行は神社の存立にとって重要な要件である。明治三年の「大小神社」調書では「但年中数度有之候ハ、大祭ヲ書載スヘシ」としながらも「祭日」を記載するようになっていた。これは明治七年の「特選神名牒」でも同じであるが、そこには「例祭日」としている。ところが、各々の神社における恒例の重要な祭典である「例祭」でさえ、明治十二年の「社神明細帳」の項目として見られないのは何等かの理由があつたことと思われる。それについて考えられる点は、(イ)祭日あるいは例祭日を記載した調書が別に存在するか、(ロ)祭日あるいは例祭日の記載は不要とされたということにならう。前者への検討は充分なし得ていないが、後者は同年五月五日付の社寺局より内務省への伺に「従前取調ノ如キ不要ノ事ヲ省キ現今ニ必用ナル條件ノミ」と述べており、その理由に関連して少し述べておきたい。

この「祭日」項目の問題は、『社神明細帳』の作成を命じた時と同じく作成方が求められた『寺院明細帳』においても、そこに「行事日」は見られないので、両者との関わりにおいて検討を要しよう。この時期の社神明細帳作成について、福島県の事例を現存の史料に依拠して研究を進められた藤田定興氏の分析によれば、同県では明治十年に『社神明細帳』の作成を計画（注一九）、同年十一月に県下に編纂方の布達が出され（県甲第九十二号）、その項目は次の通りである（注二〇）。

祭神・由緒・勧請・社殿・同造営・社号改替・神位・祭日・寄付物・境内地・持添地・寄付地・境内樹木・永続方法・県庁距離・氏子・神官（教導職何某）

なお、寺院について「祭日」はないが、仏堂調査では「祭日」の項目が設けられている（注二一）。この書式の項目について藤田氏は、実際に作成された『明細帳』の項目と殆ど同じであるとし、また明治十二年に政府の命じた『社神明細帳』について、福島県は政府に対して明治十年八月（明治十年はあるいは十二年のことか・筆者）に、この

県独自の『明細帳』を以て、それに代えたい旨の伺いをたて政府の了承を得たゆえに、政府の作成を命じたものとは異なり、県独自の『明細帳』が国家に進達されたと指摘がなされている（注二）。

福島県の例では、仏堂の「祭日」は記載されているが、寺院についてその項目を不要とすることも不審であるが、仏堂と寺院との機能差や祭日数の夥多に関係するであろうか。「祭日」の記載を含む福島県独自の『神社明細帳』を、政府は明治十二年の明細帳の代用として認めているから、結局、政府の国の行政の立場においては、「祭日」の記載はどちらでもよかつたということになり、あえて「祭日」記載の積極的な意味は、神社把握の上で見いだされていないということになる。

こうした点についての施策側の意図を直接窺い知る資料に接していないが、一つには明治六年の改暦が関わっていることが考えられる。官幣社における改暦と祭日との問題については明治六年三月にその対策が施され、従前の干支による祭日は廃止して新暦による祭日固定化が図られたが（注三）、府県社以下の神社において、この改暦によって祭日を旧暦のままで行うのか、あるいは新暦に即応させて（例えば一カ月遅れとするなど）行うのかは、實際上神社ごとの相違を生じる場所である。ただしこれは、祈年祭や新嘗祭とは異なつて、各神社ごとに異なる例祭に関係しているよう。それゆえに、実際に祭日を記録してもかなり変更をきたす場合も想定されていたのであろう。ただし、その理由だけとすれば境内地や社殿等の変更事項もあるはずであり、これらは実際に正確な記録化が求められているので、当時の「祭」についての中央行政側の関心度は少なからず低いといえよう。

それと、もう一点は府県社以下の神社に関していえば、官社におけるような祭典日に神饌幣帛料の下行がなかつたということも関係しているかもしれない。府県社以下の神社に対する神饌幣帛料の供進が可能とされるのは明治三十九年のことである。もつとも、前述したようにこのように祭日項目が省略されたのは神社だけではなく寺院との関わりもあるので、今後の課題としておきたい。

ついでながら、福島県の明細帳の項目を見る限りにおいては、政府における明治三年以来の諸調査の項目を基本的に継承するとともに、由緒と勧請とを区別したり、また「永続方法」の記載をするようになっていたことは、明治十二年の『神社明細帳』とは違った様相が表れているといえよう。

(ハ) 項目の順序

項目順序のあり方に、その時々々の神社観が反映する点については、既に西川順土氏の指摘があるが(注二四)、「神社」を具体的に外形面からおさえるのか、あるいはその象徴性に焦点をあてて捉えるのかは、神社概念の形成に重要な問題をはらんでいよう。明治十二年の『神社明細帳』は「社名」「祭神」「由緒」「社殿」の順序で記載書式を示すが、明治三年の「大小神社」調査では、これらが「社名」「宮社間数并大小建物」「祭神并勧請年記」「神位」の順となっている。すなわち後者の場合、建造物を念頭においての調査対象の把握という面が意識されているといえる。その場合には、社殿という建造物がなくても神の鎮祭の場としていても、「神社」の対象から外れるとか、西川氏が紹介されたように社殿をあえて建造して「神社」となるというような行動が伴われる場合も生じてこよう。

これに対して、「祭神」「由緒」の各項目が「殿舎」の記載よりも先に置かれた場合には、まず「神社」は「祭神」の鎮祭が前提として(これに連動する問題は「祭神名」の内容でもあるが)理解されるということとなる。こうした傾向が見られるのは、一覽表によれば明治六年の「官幣社末社」の調査においてであるが、全体的な「神社」概念に關してみれば、同七年の『特選神名牒』もふくめての頃がその転換期に拘っているようである。そして、この形式が後々までも「神社」を説明する順序として踏襲される契機を与えたと見なせよう。

おわりに

以上、明治初年の「神社」調べの内容を検討しつつ、それが神社観の形成にどのような関わりを有するか考えることの必要性について述べてきた。新政府の調査の内容をまだ充分には把握しておらず、また実態として報告された「神社」の姿を分析することも出来なかったが、神社を理解する上で、神社がどのように理解されてきたかを検討することは今後必要かつ重要な問題を提起していることを指摘して本稿を終えたいと思う。御叱正をいただければ幸いです。

(平成六年九月二十九日)

注

一、今日一般に神社(じんじや)と称されることが、必ずしも古くからではなく、むしろ近代的な使用法における問題として注意すべきことが指摘されている(米地實「村落祭祀と国家統制」(一九七七年・一九八二年〈第二刷〉)を使用、御茶の水書房、二九〇―三二〇頁)。本稿においても近代資料の上では「社」と表現された対象も含めて考察しており、それらを総合的に神社概念にかかわる問題として扱う上で括弧を付して「神社」と表現する。

二、近年の成果としては阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(一九九四年、岩波書店)がある。拙稿「神祇政策の展開と神祇院」(『悠久』五八号、平成六年七月、五三―五四頁)は「神社」概念の問題に関連してその視点の略述を試みた。

三、西川順土「神社合祀と祭神について」(『神道宗教』八十八号、昭和五二年一〇月)四六頁。また、米地前掲書の第四章では神社制度の整備展開と神社調査の意味との関係や神社概念の問題が詳細に扱われている。

四、第二次大戦以前の神社行政において「神社」として取り扱われる「神社」、すなわち公的に認められた神社とは「神社明細帳」に登録された「神社」のことである。戦後においても、例えば神社本庁傘下の神社においては宗教法人法の施行された昭和二十六年に新たに作成された「神社明細書」は神社の基本台帳として重要な位置を占めている。こうした行政上にお

る神社の取調べは、明治元年以降その時々を以て行われるが、明治十二年にその書式が新たに示された『神社明細帳』は、「その後、記載内容の変更事項を訂正しつづ、神社については終戦時まで（中略）国家の公簿として」（梅田義彦『改定増補日本宗敎制度史』〈近代編〉、昭和四十六年、東宣出版、一一六頁）位置づけられており、これを一つの区切りとみてよからう。

五、米地前掲書、一七五頁。

六、内閣記録局編『法規分類大全』二二六・社寺門（明治二四年・昭和五四年〈復刻版〉を使用、原書房、一―二頁。以下特に断わらない限り法令類は本書より引用した）。

七、阪本前掲書、二四頁。

八、米地前掲書、一七八―九頁。

九、これら二資料は社寺取調類纂（国立国会図書館所蔵）のマイクロフィルム版を利用した。

一〇、「特選神名牒編纂次第」（内務省蔵版『特選神名牒』、大正一四年・昭和四七年〈復刻版〉を使用、思文閣、二頁）。

一一、資料原文には「産」とあるが、これは他の箇所にも「産子」とあり記載上の脱字と考えられる。

一二、この太政官布告では、大きくは十六項目に区分されているが、実際の地域レベルでの調査では、さらに区分したり、一部の内容表現を変えて調査の指示がなされたようである。参考として、堺県（大阪府）における十一月十九日付の惣年寄宛県庁の達書には次のようにあり、一部を引用しておく（堺県法令集 一）（羽曳野資料叢書5）、平成四年、羽曳野市、一七九―一八〇頁）。

- 一 何国何郡何村
- 一 何社 付、式内式外ノ事
- 一 府藩県別段山宗^{マコ}
- 一 祭神何々ノ事
- 一 勸請年紀ノ事
- 一 社号改替等有無ノ事
- 一 仏名ヲ以神号ニ混シテ扱分糺正致候哉ノ事

一 神階位記有無ノ事

一 祭礼年中式日ノ内正々祭ル日々ノ事

(以下略)

一三、官社以下定額に関しては明治元年十二月の調査があるが、これは特定の神社が対象となっている。

一四、『特選神名牒』、一三頁。

一五、同右書、一一〜二頁。

一六、一例を掲げると、「越敷神社」については「今按佐渡志祭神壇安神とみえたるを明細帳に祭神不詳と云るは疑はしきことあるにや猶よく考べし」(『特選神名牒』、五六七頁)と指摘していることとくである。

一七、拙著『蘇るムラの神々』(平成四年、大明堂)第二章「古社の調査と神社整理」参照。

一八、この点については二重氏子の存在を否定するということと関連しよう(米地前掲書、二一一〜二頁参照)。

一九、藤田定興『社寺組織の統制と展開』(一九九二年、名著出版)によれば、明治九年に磐前・若松・福島三県が合併し、合
県後の社寺行政を進めていく上で作が必要とされたという(二九五頁)。

二〇、藤田同右書、二九八〜九頁。

二一、同右書、三〇三〜四頁。

二二、以上は同右書、三〇五〜八頁。

二三、阪本前掲書、六二〜三頁参照。

二四、西川前掲論文参照。

明治初期の神社調査項目一覧

A：明治3年「大小神社」取調	B：明治5年「府県郷村社取調雛形」	C：明治5年「官幣社撰社雛形」
①某国某郡某村鎮座	①某社（式内式外）	本社境内鎮座ノ撰社（但判然タル撰社ヲ言其他未社ノ類ハ不及記）
②某社（但式内外或ハ府藩県別段崇敬之社等之別）	②氏子何千何百何十何戸又ハ無之	①何神社
③宮社間数并大小ノ建物	③祠官祠堂 姓名	②祭神（何ノ命）
④祭神并勸請年記附社号改替等之事（但神仏旧号區別書入之事）	④何郡何村町鎮座	
⑤神位		同境外鎮座ノ撰社
⑥祭日（但年中数度有之候ハ、其中大祭ヲ書載スヘシ）		①何神社
⑦社地間数（附地所古今沿革之事）		②祭神（何ノ命）
⑧勸願所并宸翰勸額之有無御撫物御玉申献上等之事		③何国何郡何村鎮座
⑨社領現米高（所在之国郡村或ハ糜米并神官家禄分配之別）		④本社ヨリ里数何里
⑩造宮公私或ハ式年等之別		⑤社頭高何石
⑪撰社末社之事		⑥氏子何戸
⑫社中職名位階家筋世代（附近年社僧復飾等之別）		⑦本社神官ヨリ凡テ管之歟或ハ別ニ其地方ニ神官有テ管之歟ノ事
⑬社中男女人員		
⑭神官若シ他社兼勤有之ハ本社ニテハ其職他社ニテハ其職等之別		
⑮一社管轄府藩県之内数箇所ニ涉リ候別		
⑯同管轄之庁迄距離里数		

J：明治11年【社寺明細書】	K：明治12年【神社明細帳】	L：明治18年東京府【社寺明細帳】
①何府県管下何国何郡何町村字	①何府県管下何国何郡何町村字何	①東京府何国何区郡何町村字何番地
②某神社／某寺	②社格何	②社格（朱書略す）
③祭神／本尊	③某神社	③某 神社 祠宇
④由緒	④祭神	④祭神 某尊
⑤境内坪数并地種	⑤由緒	⑤由緒（縁由等不詳ト雖モ古老ノ口碑等ニ存スルモノハ其旨ヲ登記スヘシ）
⑥社堂間数	⑥社殿間数	⑥本社（間口何間 奥行何間）
⑦神官／住職	⑦境内坪数 地種	⑦拜殿（向 上）（朱書は略す）
⑧氏子／檀徒若クハ信徒ノ人員	⑧境内神社幾社	⑧境内坪数及地種（当社ノ名受ニ非サルモノハ名受人ノ姓名私有共有ノ別ヲ地種ノ下ニ記スヘシ）
⑨社寺ヨリ管轄庁迄ノ距離里数	某神社	⑨境内立木 幾本（内訳は略す）
	祭神	⑩什器
	由緒	⑪永続資金（若干／金祿公債証書）
	建物	⑫境内未社（項目は略す）
	⑨境内某選擇所	⑬境内某選擇所（項目は略す）
	由緒	⑭境内招魂社又ハ祖靈社（項目は略す）
	建物	⑮境外所有地（田畑山林宅地段別／地価金額）
	⑩境内招魂社	⑯氏子又ハ信徒（幾戸又ハ幾員）
	由緒	⑰管轄庁迄 幾里
	建物	
	⑪境内祖靈社	
	由緒	
	建物	
	共有人員	
	⑫境外所有地	
	耕地段別（何町村字何）	
	地価金額	
	山林段別（何町村字何）	
	地価金額	
	宅地段別（何町村字何）	
	地価金額	
	⑬氏子戸数	
	⑱管轄庁迄ノ距離数	